資料２

歴史的公文書の収集選別基準（改正案）

Ⅰ 基本的な考え方

市政の重要事項に関わり，将来にわたって市の活動又は歴史を検証する上の重要な情報が記録されたものとして，次の１から４までのいずれかに該当する行政文書を歴史的公文書とする。

１ 仙台市の制度，計画，事業などの成り立ちや変遷が記録されたもので，行政運営の推移がわかるもの
２ 市民の権利や義務に関し重要な情報が記録されたもの
３ 仙台市行政の貴重な例証が記録されたもの
４ 仙台市の歴史や特性に係る情報が記録されたもの

Ⅱ 個別的基準

Ⅰの４項目を仙台市の歴史的公文書の基本的考え方としたうえで，具体的な例示として以下の項目を挙げるものとする。

(1) 条例，規則等の制定改廃に関するもの
(2) 市議会の会議録，議案，報告その他市議会に関するもの
(3) 基本構想，総合計画に関するもの
(4) 法令に基づき策定した計画（総合計画を除く。）その他の計画に関するもの
(5) 附属機関、協議会等に関するもの
(6) 各種制度，事業で特に重要であるもの
(7) 職員の人事及び給与に関するもの（軽易なものを除く。）
(8) 職員団体等との交渉に関するもの
(9) 他の市町村との廃置分合及び境界変更に関するもの
(10) 区の設置及び境界変更，町名整備並びに住居表示に関するもの
(11) 訴訟，調停，不服申立てに関するもの
(12) 陳情，請願，要望に関するもので重要であるもの
(13) 公の施設の整備に関するもので特に重要であるもの
(14) 協議及び協定に関するもので重要であるもの
(15) 国際交流等に関するもの
(16) 財産の取得及び処分に関するもの
(17) 本市が関与した団体等の設置及び廃止に関するもの
(18) 予算編成及び決算調製に関するもの
(19) 行財政改革及び行政評価に関するもの
(20) 災害に関するもの（東日本大震災に関するものを除く。）
(21) 褒章，叙位，叙勲，表彰に関するもの
(22) 市長の事務（市長から副市長に委任された事務を含む。）の引継ぎに関するもの
(23) 東日本大震災に関するもの
(24) 昭和36年度の戦災復興事業完了年度までに完結したもの
(25) その他基本的な考え方に照らし保存することが適当であると判断されるもの